

プロポーザル公告

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和4年8月29日

日本赤十字社
総務局長 大野 博敬

1. 業務概要

(1) 業務名

日本赤十字社所有不動産の売却に係る仲介等業務

(2) 業務内容

詳細はプロポーザル説明書に添付する「業務仕様書」のとおり。

2. 参加資格

(1) プロポーザルに参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者

(キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 日本赤十字社本社の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務の提供」の「315（不動産）」の認定を受けていること。

- (3) 専任の責任者及び担当者を配置できること。
- (4) プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時点までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社から、又は東京都で行われた不正行為に基づき東京都若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時点までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者であって、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。
- (6) 平成24年4月1日以降に公的団体（国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等）の不動産売却に係る仲介業務実績を受託した実績があること。
- (7) 東京都若しくは千葉県に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号

施設名：日本赤十字社

担当者：総務局 財政部 契約課 上野 作太郎

T E L : 03-3437-7076 (直通)

F A X : 03-3433-8525

メール：keiyaku@jrc.or.jp

(2) プロポーザル説明書の配付期間及び受取方法

期 間：令和4年8月29日（月）～令和4年9月5日（月）

土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで

受取方法：メール及び電話（上記3.（1）に同じ）にて、プロポーザル説明書配付希望の連絡をすること。

(3) プロポーザル参加表明書及び競争入札参加資格認定通知の写しの提出期間及び提出方法

期 間：令和4年8月29日（月）～令和4年9月6日（火）

提出方法：メールにより電子データ（PDF形式）を送付後、書面（原本）を郵送（書留郵便に限る。）すること。

※書面の郵送は、令和4年9月6日（火）当日消印有効とする。

※「競争入札参加資格認定通知の写し」については、有効期間内のものに限ること。

(4) プロポーザルの提出期間、場所及び方法

期 間：令和4年9月21日（水）～令和4年9月28日（水）

土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで（12時00分から13時00分を除く）

場 所：上記3.（1）に同じ。

方 法：持参すること。

4. 審査の実施

提出されたプロポーザルの内容に基づき、審査を実施する。

5. プロポーザルの審査及び特定方法

プロポーザルについては、本件業務に関する実績、実施体制、実施計画等の的確性、妥当性、及び委託報酬料率等について、日本赤十字社の選定する評価者により総合的に審査し、特定する。

6. その他

（1） 手続において使用する言語・通貨 : 日本語・日本円

（2） 契約書作成の要否 : 要

（3） 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.（1）に同じ。

（4） 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記3.（3）の期間に一般競争参加資格審査申請書を提出（郵送のみ）することができる。

（5） 本件プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

（6） 詳細はプロポーザル説明書による。